

入札参加者各位

総合評価落札方式等の入札手続き変更について

日頃から、本市契約事務に御協力いただきありがとうございます。

この度、行政手続のオンライン化をより推進する観点から、総合評価落札方式等の入札手続についても一部取扱いを変更することといたしました。

つきましては、令和7年度以降に発注（公告）する案件について、下記のとおり取り扱うものといたしますので、お知らせいたします。なお、詳細については「入札契約に関する共通事項」及び各案件の「発注情報詳細」を御確認ください。

1 共同企業体の委任状及び協定書の取扱いについて

共同企業体による入札参加申込にあたっては、業者登録システムでの登録申請、入札参加申込とともに、共同企業体の結成時に交わされた委任状及び協定書の提出を求めておりますが、令和7年度以降の発注（公告）においては、現行の取扱いに加え、次の場合に限り、委任状及び協定書の電子での提出を可とします。

- (1) 電子入札システムにより入札参加申込を行う案件であること。
- (2) 電子入札システムでの入札参加申込時に、添付書類として全構成員押印済の委任状及び協定書のスキャンデータを追加すること（操作については、入札情報かわさき掲載の「共同企業体における電子入札システム利用時の申込ガイド」を御確認ください）。

2 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出方法について

総合評価落札方式評価項目算定資料については、期日までに到着するよう、配達記録が残る方法での送付を原則としておりますが、令和7年度以降に発注（公告）する案件においては、現行の取扱いに加え、次の場合に限り、「LOGOフォーム」からの電子での提出を可とします。

- (1) 入札参加資格確認後に送信される資格確認通知書受領後、積算内訳書等をダウンロードする「仕様書等ダウンロード」画面に掲出するURLからLOGOフォームにアクセスすること。
- (2) LOGOフォーム上で必要書類を添付し、送信した後、その旨契約課宛て電話連絡を行うこと（万が一、重ねて送信された場合等でも、最初の提出を有効とし、差し替えや追加送付は一切受け付けません）。

3 総合評価落札方式における入札参加資格としての類似工事实績確認について

総合評価落札方式では、評価項目算定資料の加点実績と、入札参加資格としての類似工事

実績とを審査段階ごとに確認しておりますが、令和7年度以降に発注（公告）する案件においては、評価項目算定資料として提出した加点実績が入札参加資格としての類似工事实績を満たしているものである場合、落札候補者となった段階において類似工事实績の提出を省略できることといたします。評価項目算定資料として提出した加点実績が入札参加資格としての類似工事实績を満たしていない場合は、従前どおり落札候補者となった段階で類似工事实績の提出を求めます。

以上